

学資ローン

令和3年4月1日現在

商 品 名	学資ローン（しんきん保証基金 保証付）
本商品の仕組	<p>学資ローンは、大学等に就学する子弟・孫・被扶養者を持つ方が教育資金の借入を、一定限度額の当座貸越範囲で繰り返し利用し、子弟等の卒業時に証書貸付に切替えて返済する商品です。</p> <p>①入学前・在学中</p> <ul style="list-style-type: none">・入試合格・入学予定校が決定した後、卒業予定月までの間に限り繰り返し出金可能な学資ローン契約を締結（当座貸越契約）します。なお、学資ローン当座貸越の期間中は、元金返済据置となり、利息については利息支払用口座より毎月返済となります。 <p>②卒業時</p> <ul style="list-style-type: none">・貸越契約期限（証書貸付切替期限＝卒業予定月の3ヶ月後の月末）までにその時点での学資ローンの当座貸越残高について、証書貸付への切り替えを行い、毎月の割賦返済を開始することとなります。
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">・年齢が満20歳以上の方。・安定継続した収入がある方。・自営業者の場合、現在の業種で確定申告の実績がある方。・しんきん保証基金の保証を得られる方。・当金庫の営業区域内に居住、あるいは勤務されている方。・反社会的勢力に該当しない方。・申込人の子弟・孫・被扶養親族が学校等に就学中、または就学予定である方。
対象学校	国内外の、大学院（法科大学院を含む）・大学・短期大学、専修学校・各種学校（予備校・専門学校含む）、高等専門学校、高等学校、中学校・小学校、幼稚園・保育園等
お使用みち	<ul style="list-style-type: none">・申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 <p>①就学する学校等への納付金（最長1年分）・・・寄付金、学校債、滑り止め受験の入学金含む</p> <p>②就学にかかる付帯費用（最長1年分 100万円以内）・・・受験費用、教材費、下宿、交通費、引越し費用等</p> <p>③申込人が①または②を用途として当庫を含む金融機関・日本政策金融公庫・信販会社からの借換え資金および借換えに伴う繰上完済手数料</p> <p>※①および②は申込日時時点で支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済み資金も可能です。</p> <ul style="list-style-type: none">・証貸の資金用途は、当金庫からお借入の学資ローン当貸の貸越元金残高および最終利済日以降の貸越利息とします。
ご融資金額	50万円以上500万円以内（10万円単位）
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none">・在学中の当座貸越期間：5年以内（1年ごと更新）※ご契約時に卒業予定月の3ヶ月後の月末までを限度として証書貸付切替期限を設定いたします。※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年を超える場合は、最長7年かつ卒業予定月の3ヶ月後の月末までとなります。※子弟等が進学する際、進学先の卒業予定月の3ヵ月後の月末まで保証期間の延長が可能です。 <ul style="list-style-type: none">・卒業後の証書貸付期間：3ヶ月以上10年以内
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none">・当座貸越 年3.50%・証書貸付 期間3年以内：年2.88% 期間5年以内：年3.08% 期間10年以内：年3.28% <p>金利には保証料が含まれます。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none">・在学中 当座貸越期間中は元金据え置きとなります。（毎月10日に利息のみを利息支払用預金口座よりご返済いただきます。）卒業予定月の3ヶ月後の月末までに証書貸付（学資ローン証貸）に切替させていただきます。・卒業後 証書貸付（学資ローン証貸）は、毎月元金均等・元利金均等割賦返済です。 融資金額の50%以内につき6ヶ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です。

保証人・担保	しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
保証会社 保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・しんきん保証基金 ・保証料は金利に含まれます。 後日、証書貸付方式（学資ローン証貸）へ切替えした場合も、期間中の保証料は金利に含まれます。
ご提出して いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人確認資料の写し 運転免許証、但しお申込人が運転免許書を取得していない場合は、運転経歴証明書、健康保険証など ・資金使途確認資料の写し（合格通知、在学証明書、学生証、納付金の領収証・領収印のある振込用紙、パンフレット等 また、借換えの場合はご返済状況が確認できる書類） ・年収確認資料の写し（公的所得証明書・直近の源泉徴収票・直近の確定申告書控のいずれか 年金受給の方は年金振込、年金額改定、年金裁定のいずれかの通知書）
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資実行時の手数料はございません。 ・繰上償還時には手数料 5,500円（税込）がかかります。 ・条件変更時には手数料 5,500円（税込）がかかります。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p><苦情処理措置> 本商品の苦情等は、営業日に、お取引のある店舗又は当金庫お客様相談窓口（9時～17時、電話：0765-24-1916）までお申し出ください。</p> <p><紛争解決措置> 富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業時間（9時～17時）に、当金庫お客様相談窓口又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率や詳しいご返済方法・ご返済額の見込額等の試算等詳しくは当金庫の本支店にお問合わせください。